

第13回教育委員会（定）

開会日時 令和5年 6月 9日（金） 午前 10時00分
閉会日時 午前 10時20分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	長 沼 豊
委 員	野 田 義 博

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	氣 田 眞由美	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	生涯学習課長	太 田 弘 晃
地域教育力推進課長	河 野 雅 彦	教育支援センター所長	石 野 良 恵
中央図書館長	松 崎 英 司		

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和5年第13回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、雨谷地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、金子学務課長、氣田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、太田生涯学習課長、河野地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上11名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は4名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

初めに、非公開による審議とする案件の確認をいたします。報告4「シティブロモーション及びブランド戦略の現状について」はブランド戦略推進調査特別委員会に審議を予定している案件のため、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理します。

○議事

1. 臨時代理 意見の聴取について

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、臨時代理の議事に移ります。臨時代理1「意見の聴取について」、教育総務課長から説明願います。

教育総務課長 よろしくお願いたします。

今回、定例会に提出する案件につきまして、意見の聴取を求められましたので、それにつきましてご説明いたします。

これにつきましては、臨時代理をいたしまして、区長提案に同意したという形で、報告を既にさせていただいております。

資料「総-1」をご覧ください。2ページ目が意見の聴取を求められました案件一覧になります。1から16までございます。

まず、令和5年度東京都板橋区一般会計補正予算第3号でございます。こちらは、学務課から、簡単にご説明させていただきます。

学 務 課 長 それでは、令和5年度第3号の補正予算の概要でございます。

こちらは、まず、歳入の方が、大きなところでは私立幼稚園の保護者負担の軽減の補助金ということで、東京都から補正を行って、歳入の増が見込まれていま

す。

あとは、賄金収入のところ、こちらは学校給食の無償化に伴いまして、天津わかしお学校の朝・昼・夜の三食あるうちの給食分が、給食補助ということで、こちらを免除することによって、実質、無償化を促進するようなものとなっております。

続きまして、歳出の部分でございます。

こちらは、小学校費、中学校費、大きな枠のところでは、今回は学校給食の無償化に伴っての経費を計上しております。こちらは、各世帯に対する補助金というような形態を取るところでございます。

幼稚園につきましては、先ほど申し上げました東京都の補助金を財源といたしまして、保護者負担の軽減ですとか、公私立の感染症対策の経費に充てる経費ということでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

教育総務課長

2つ目の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から、以後、3、4、5、6。そして、10番、幼稚園教育職員に関するもの。11番、幼稚園教職員に関するもの。これらにつきまして、令和4年11月に東京都がパートナーシップ宣誓制度を導入されました。

これらの趣旨を踏まえまして、一事業者としての板橋区が職員に対して、様々な給与とか、そのようなものに対しまして、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いにするための様々な条例整備、規則整備をしております。

その一連のものとして、以上申し上げました条例を改正するというものでございます。いずれも7月1日が改正時期ということでして、中身としては、細かくなりますので割愛いたしますが、例えば、扶養手当がもらえるものとして、配偶者の方に、パートナーシップの相手方を同等の取扱いをするですとか、介護休暇の対象となるように同等の取扱いをするですとか、そのような一連のことにつきまして、いいことも悪いこともあるのですが、配偶者もしくは事実婚の方を同等の取扱いをするために改正を入れるというものでございます。

それ以外の7番、東京都板橋区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部改正する条例につきましては、民事訴訟法の改正に伴った条ずれに関する改正になります。

その下、8番と9番につきましても法改正で条ずれと言葉が変更されますので、その辺りを所用の規定整理するものでございます。

残りの下、12番から16番は、いずれも請負契約案件でして、それぞれ志村六小が3つ、上板橋第三中学校、高島第二中学校につきまして、工事請負契約締結というものでございまして、議案の中身としましては、契約の目的、契約の方法、契約の金額、契約の相手方、工期が記されて、これを議案として提出するという中身のものがございます。

簡単ですが、以上のものにつきまして意見を求められまして、教育委員会にかかる時間がない中で、臨時代理を使っただいて原案に同意したということ

報告いたします。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質意見等がございましたらご発言ください。

(なし)

教 育 長 よろしいでしょうか。

○報告事項

1. 板橋区文化財保護審議会委員の委嘱について

(生－1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告の1「板橋区文化財保護審議会委員の委嘱について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしくお願いたします。「生－1」をご覧ください。

板橋区文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。板橋区文化財保護条例第21条および同条例第22条の規定によりまして、文化財保護審議会の委員を委嘱するものでございます。

1、委嘱委員につきましては、次ページの一覧のとおりでございます。次ページをご覧ください。

3番の井上委員と9番の茂木委員が今回新しくお願いする方ございまして、その他7名につきましては、再任という形になります。

各委員の調書につきましては、この後、3ページ目以降に載っております。後ほどご確認をいただければと思っております。

恐縮でございます。1ページにお戻りください。

2の委嘱の期間でございます。期間につきましては、令和5年6月25日から令和7年6月24日まででございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。

(なし)

教 育 長 では、次に行きます。

○報告事項

2. 板橋区立シニア学習プラザの指定管理者の公募及び選定について

(生－2・生涯学習課)

教 育 長 報告2「板橋区立シニア学習プラザの指定管理者の公募及び選定について」、

生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 「生－２」をご覧いただければと思います。

板橋区立シニア学習プラザの指定管理者の公募等及び選定についてでございます。板橋区立シニア学習プラザの指定運営を効果的かつ効率的に行うため、平成21年4月から指定管理者制度を導入いたしまして、民間事業者が運営しているところでございます。指定期間は5年間となっております、今年度は三期目の指定期間の最終年となります。東京都板橋区立シニア学習プラザ条例第14条及び同条例の施行規則第10条によりまして、次期指定管理者を公募及び選定するものでございます。

1、対象施設、現指定管理者及び現指定期間でございます。

(1) 名称につきましては、板橋区立シニア学習プラザ。

(2) 所在地は、板橋区志村三丁目32番6号。

(3) 現指定管理者は、アクティオ・東京ファシリティサービス共同事業体でございます。

(4) 現指定期間でございますが、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間でございます。

2、板橋区立シニア学習プラザ指定管理者候補団体の選定に関する要綱につきましては、別紙1として添付させていただいております。後ほどご覧いただければと存じます。

記載内容といたしましては、(1)が選定委員会の設置、(2)は選定委員会の組織及び委員構成、(3)は選定基準、(4)が審査方法でございます。

3、板橋区立シニア学習プラザ指定管理者候補団体の選定に関する要領(案)でございますが、こちらにつきましても別紙2として添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

記載内容といたしましては、(1)第一次審査、(2)第二次審査、(3)選定基準、(4)採点表、(5)が集計表となっております。

4の指定期間でございます。令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

5、スケジュールでございます。公募要領等の公表でございますが、ホームページや広報いたばしで開始いたしまして、6月24日を予定してございます。

現地の説明会につきましては7月7日を、公募要領に関する質問の受付につきましては7月10日から7月14日を、公募要領に関する質問の回答につきましては7月20日、応募書類の受付につきましては7月26日と27日、第一次審査につきましては8月の下旬、第二次審査につきましては9月6日を、審査(選定)結果の通知でございますが9月の下旬を予定してございます。

区議会による議決・指定管理者の指定・指定通知につきましては、令和5年の第4回定例会、12月を予定しているところでございます。協定書・事業計画書の協議につきましては令和6年1月を、指定管理との協定締結は令和6年3月を予定しているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。

(なし)

教 育 長 よろしいでしょうか。

○報告事項

3. 令和5年度中学生向け絵本づくりワークショップの実施及び周知について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 それでは報告の3「令和5年度中学生向け絵本づくりワークショップの実施及び周知について」、中央図書館長からご報告願います。

中央図書館長 「図-1」の資料を基にご説明させていただきます。「令和5年度中学生向け絵本づくりワークショップ」の実施及び周知についてでございます。

令和元年度から開始した中学生を対象とした絵本づくりワークショップを、令和5年度も引き続き実施するものでございます。

1、目的でございます。「絵本づくり」を通して、子どもたちの表現力、豊かな想像力を育むとともに、絵本をきっかけとして、読書活動の推進や「絵本のまち板橋」の推進へとつなげるものでございます。

2、実施内容でございます。区立中学生を対象とした全4回の「絵本づくりワークショップ」を実施します。区内の印刷会社・製本会社の協力を得て、製本作業も体験し、本格的なハードカバーの絵本を作成するワークショップとなっております。募集人数は30名先着とし、グループ応募も可能でございます。完成した作品は、いたばし子ども絵本展、令和6年3月に中央図書館で行うものでございますが、こちらに展示するほか、中央図書館にも配架させていただければと思っております。

3、開催日程でございます。7月に周知をしたのち、約半年間の作業を経て完成という形になります。7月には全体校長会でご説明させていただいた上で、各学校で募集チラシを配付させていただければと思っております。

4、その他でございます。次のページに一覧がございますが、既に小学生を対象にした絵本づくりワークショップは地域館でも行っておりまして、小中学生に向けたワークショップを並行して行っているところでございます。

説明については以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。
質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、報告4については非公開において聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。
ありがとうございました。

(傍聴人退席)

○報告事項

4. シティプロモーション及びブランド戦略の現状について

(図－2・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告の4「シティプロモーション及びブランド戦略の現状について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 「図－2」の資料について、ご説明させていただきます。

区議会において提出される内容になります。第2回定例会は既に始まっておりますが、通常の委員会である文教児童委員会とは別に、特別委員会というものが設置される形となっております。

全部で特別委員会は4つあるのですが、その中の1つが、ブランド戦略推進調査特別委員会というものになります。

主に、2つの重点調査項目が挙げられております。

1つはシティプロモーションの推進、2つ目が地域資源ブランドの確立、発信。この2点でございます。

この地域資源ブランドの確立発信において、「絵本のまち板橋」推進事業の進捗が問われておまして、「図－2」の資料をもって臨むものになります。

中央図書館の部分ですが、資料の2ページ目の3です。地域資源ブランドについて、(1)「絵本のまち板橋」となっている部分のうち、3ページ目の一番上「いたばし国際絵本翻訳大賞」から、4ページ目の「いたばし子ども絵本展」までの事業となります。

内容につきましては、その資料の7ページ目にある参考として添付している「絵本のまち」事業の報告の内容でございます。

教育委員会でも4月13日にご説明させていただいた内容を一覧化した形になっておりますので、詳細な説明はこちらでは割愛させていただきます。

ブランド戦略推進調査特別委員会は6月19日に開かれますが、先んじてご報告をさせていただいたところでございます。

ブランド戦略推進調査特別委員会の活動方針ですが、「区の魅力やブランド力

を高める戦略的な発信により、区民の区に対する誇りや愛着を醸成するとともに、多くの来訪者が訪れ、交流人口が増加し、ひいては定住化につながるような魅力あふれる町の実現について調査提言を行うこと」とされており。

「絵本のまち」の推進に当たり、中央図書館、ポローニャ本館は重要な発信拠点の1つと位置づけられているため、この特別委員会にて出席し、議事に臨むものでございます。

ご説明については、以上でございます。

教 育 長 ありがとうございました。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいですか。
長沼委員、どうぞ。

長 沼 委 員 ありがとうございます。「絵本のまち板橋」について、度々、ここでも報告があつて、色々な事業を、中央図書館を中心に展開してくださっているということは、とてもありがたいことだと思います。今日の資料にも、たくさんの事業が挙がっていて、既に推進されていると思います。

区としてのブランドを高めていくということですので、区役所の区長部局ともしっかりと連携しながら、さらに進めていく必要があると思っています。図書館に来ていただく方あるいは、イベントに参加していただいた方については、認識をしていただいておりますが、まだまだ一般の方々に、この言葉自体が、「絵本のまち」という言葉が、浸透はまだしきれてない部分があるのではないかと思います。

そこで例えば、JRの駅とか東武線の駅とか、駅などともコラボすることを区役所の皆さんに働きかけていただきたいと思います。駅に絵本の展示物があつて、一般の方々、駅の利用者の方の目に触れるとか、そのようなことも今後はプロモーションとしてはあるのかなと。

一つの例ですが、今までにないような形のものもありということ、ぜひ特別委員会に提案していただければと思っています。あくまで参考ですが、よろしく願いいたします。

以上です。

中央図書館長 ありがとうございます。もちろん、ブランド戦略担当課という部署が区長部局にございますので、連携しながら進めていきたいと思っております。

今年度の始めだったと思うのですが、一時期だけ、東武東上線のつり広告に「絵本のまち」の広告が出ていたこともございまして、少しずつ、このブランド戦略を進めるに当たって、まず認知度を上げるというのが初歩の必要なことだと思っておりますので、色々な模索、検討をしながら進めていきたいと思っております。

教 育 長 よろしく申し上げます。そのほかいかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。
 ありがとうございました。

午前 10時 20分 閉会